

# 札幌市国民健康保険施術費制度あり方検討会 報告書骨子（座長私案）

## 1. はじめに

### ●検討会を立ち上げた理由

- ・本制度は、法定療養費を補完する制度として昭和 37 年に創設され、その後 50 年以上の月日が経過し、その間、法定療養費の範囲が拡大されるなど、この制度を取り巻く環境が大きく変わってきており、社会経済情勢などの変化を踏まえた制度のあり方を検討していく必要が生じた
- ・平成 20 年度に後期高齢者医療制度の開始により対象者の範囲が縮小されたことなどから、利用は低下傾向にあり、見直しが不可欠
- ・平成 22 年度に実施された札幌市の事業仕分けで「さらに市として効果等の検証が必要」とされた。

## 2. 施術費制度の現状と課題

### ●施術費制度の創設

- ・昭和 37 年に、法定の療養費の対象が限定的であったため、市民の健康の保持増進の観点から「保険適用に代わる独自事業の創設が必要」との市民からの請願を札幌市議会が採択し、制度が創設された

### ●施術費制度を取り巻く社会情勢の変化

- ・法定療養費の拡大
- ・後期高齢者医療制度の創設による国保対象者の変動
- ・利用者数の減少

### ●これからの動き（国保広域化）

- ・現在検討されている国保の広域化により、保険者が市町村から都道府県へと移管される見込みであり、現行の札幌市独自の施術費制度の見通しは不透明

## 3. 施術費制度に関する市民などからの意見

### ●施術団体からのヒアリング

### ●利用者アンケート

### ●市民アンケート

### ●他都市の状況

- ・施術団体ヒアリング結果をみると、施術効果が高く認められているほか、「使い勝手のよい制度」といった評価もあり

- ・利用者アンケート結果をみると、施術自体の効果も医療との併用効果も高い評価
- ・市民アンケート結果では認知度の低さが指摘されているものの、今後の利用意向は相応（「必ず利用」9.0%、「利用するつもり」11.2%、「機会があれば利用」46.4%）のものあり
- ・現行の制度は、主として60歳以上の利用が多いが、他都市の対象年齢をみると、「制限なし」から65歳から75歳以上を対象とするなど様々な状況にあるほか、所得制限を行っているところあり
- ・同様に、他都市では、市民の「健康保持・増進」を目的とすることによって、例えば病気の予防といった観点から若中年層の利用を想定したのものもあり

#### 4. 施術費制度の評価

##### ●「拡大」の見解からの意見

###### ○制度についての意見

- ・利用者アンケート結果などから、年齢が高いほど制度の必要性は高まる
- ・他の政令市では後期高齢者も対象

###### ○拡大に関する意見

- ・利用者負担を減額して利用を促すべき
- ・市民の認知度が低いことから、周知徹底を図るべき
- ・視覚障がい者の生計維持につながっているという意味でも、この制度の存続並びにさらなる拡充を図るべき

###### ○拡大に向けた条件等

- ・医師の発行に関して不公平が生じていることから、証明書は廃止すべき
- ・再発の制限や延長の際の条件を緩和すべき

##### ●「廃止」の見解からの意見

###### ○制度についての意見

- ・アンケート結果等から制度自体には肯定的だが、市民感覚からすれば「補助があれば利用したい」のは当然であり、拡大や現状維持の根拠にはならないとする意見もあり
- ・制度目的が不明確で、当初は療養費の補完としてスタートしており、療養費制度の拡充により現在は事足りている
- ・同意書など運用上の瑕疵あり
- ・利用者が限定的で効果の立証が困難
- ・健康増進として実施するのであれば、財政状況等踏まえて議論すべき
- ・国保以外の加入者からすると、極めて不公平な制度

- ・ 厳しい財政状況を考慮すべき
- ・ 後期高齢者医療制度などとの連続性がない
- ・ 国保広域化により、本制度は将来的に維持困難

#### ○廃止に関する意見

- ・ しばらくは現状維持とし、将来的には廃止（廃止に必要な周知期間中は現状維持し、国保広域化により廃止）
- ・ 不公平な制度であることから、国保事業としては廃止を前提として早急に縮小し、一定期間中に存廃を検討、広く市民を対象にした制度にすべき
- ・ 創設以来見直しがなく（問題意識の欠如）、結論の先延ばしは避けるべきで、国保の広域化などの見直し前に結論を持つべき

#### ○廃止に向けた条件等

- ・ 突然の廃止は混乱等勘案し回避し、段階的に縮小すべき

#### ●その他の見解からの意見

- ・ 平成 28 年度までは現状維持とし、利用者の減少や札幌市の厳しい財政状況などを勘案して改めて検証すべき
- ・ 現在の施術費制度は課題も多いが、国保広域化前の制度変更は、市民への周知不足や混乱を来す恐れあり、それまでは現状維持とすべき
- ・ 拡充（対象年齢など）と縮小（期間、回数など）の両面から見直しを図るべき
- ・ 廃止となったとしても、この制度の利用によって効果が上がっている利用者をどうするか、考える必要があるのではないか

## 5. 施術費制度の今後の方向

### ●現行制度を廃止

- ・ 一般会計からの繰り入れを行っているが、制度の利用は国保加入者のみであり、国保以外の市民にとっては不公平な制度
- ・ 「法定療養費の補完」と「健康保持増進」の二面性があり、制度目的が不明確
- ・ 法定療養費の範囲は拡大し、「法定療養費の補完」という目的はある程度達成
- ・ 国保広域化が予定されているが、現行制度の継続は不透明

### ●新たな制度を検討

- ・ 新たな制度の枠組みとしては、以下を提言。
  - ① 国保加入者に限定せず、市民を対象とすべき
    - ※全市民を対象とするか、高齢者など一定の年齢に制限するか？

- ②市民の健康保持増進を目的とすべき
  - ※新制度の必要性として弱いのでは？
- ③財政面を考慮し、年齢、回数、補助額、対象疾患等の条件に制限を設けるべき
  - ※対象者の増加が見込まれるため、一定の制限が必要では？
- ④医師の同意は不要とすべき
  - ※健康保持増進が目的なら不要では？
- ⑤療術は除外すべき
- ⑥制度を連続させるには国保広域化の前までに現行制度を廃止、新制度を実施すべき
- ⑦現行制度の廃止とともに、新制度の周知徹底を図るべき

## 6. 資料

- あり方検討会の設置根拠・委員・検討経緯
- 施術団体からのヒアリング
- 利用者アンケート
- 市民アンケート
- 他都市の状況調査

以 上